

平成25年第4回
笠置町議会定例会会議録
(第1号)

平成25年12月12日

京都府相楽郡笠置町議会

平成25年第4回（定例会）
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	平成25年12月12日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成25年12月12日 9時30分			議長	西岡良祐	
	散 会	平成25年12月12日 13時40分			議長	西岡良祐	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	田中良三	○	5	瀧口一弥	○	
	2	向出 健	○	6	石田春子	○	
	3	大倉 博	○	7	杉岡義信	○	
	4	西村典夫	○	8	西岡良祐	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 6名 欠席 0名
	町 長	松本 勇	○	建設産業 課 長	川西隆次	○	
	総務財政 課 長	田中義信	○	同和対策 室 長	増田好宏	○	
	企画観光 課 長	山本和宏	○	住民課長	東 達広	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	藤田利則	○	主 査	穂森美枝	○	
会 議 録 署名議員	2 番	向 出 健		3 番	大 倉 博		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

平成25年第4回笠置町議会会議録

平成25年12月12日～平成25年12月19日 会期8日間

議 事 日 程 (第1号)

平成25年12月12日 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 同意第1号 笠置町自治功労表彰者の同意を求める件
- 第5 議案第39号 笠置町犯罪被害者等支援条例制定の件
- 第6 議案第40号 笠置町簡易水道事業給水条例一部改正の件
- 第7 議案第41号 土地改良事業（農業用施設災害復旧事業）の施行の件
- 第8 議案第42号 平成25年度笠置町一般会計補正予算（第3号）の件
- 第9 議案第43号 平成25年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件
- 第10 議案第44号 平成25年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件
- 第11 発議第3号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書の件
- 第10 発議第4号 消費税の2014年4月からの増税の中止を求める意見書の件

開 会 午前9時30分

議長（西岡良祐君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成25年12月第4回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきましてありがとうございます。

年の瀬を迎え気ぜわしい師走に入り、日増しに寒さが増してまいりましたが、体調を崩さないようお祈り申し上げます。

本定例会に提案されます案件について慎重な御審議をいただくとともに、議会運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまから平成25年12月第4回笠置町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（西岡良祐君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番議員、向出健君及び3番議員、大倉博君を指名します。

議長（西岡良祐君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの8日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 異議なしと認めます。会期は本日から12月19日までの8日間に決定いたしました。

議長（西岡良祐君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議会報告を行います。

去る11月13日、東京NHKホールにおいて第57回町村議会議長全国大会が開催されまして出席いたしました。全国の町村議会の総意を結集し、我々町村議会議員が一貫して築き上げてきた地方自治の精神と原則に立ち、住民自治に基づく真の分権型社会の実現を期するため、決議と要望を行い、関係省庁に提出いたしました。

翌14日から15日におきましては、茨城県大洗町議会に議会改革と活性化についての視

察研修を行いました。以上で議会報告といたします。

次に、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 皆さん、おはようございます。

師走に入りまして、寒さも一段と増してまいりました。議員各位には御壮健にて御活躍をいただいております。心から敬意を表したいと存じます。また、本日、公私とも非常に御多用のところ御出席を賜りましてありがとうございます。

さて、私ども今日までそれぞれ創意と工夫を凝らしながら、さまざまな行政課題に取り組んでまいりました。活力と魅力あふれるまちづくりを目指して、懸命に努力を重ねてまいりました。しかし、地域の活性化、少子高齢化に歯どめがかからない状況でございます。今後は、一つ一つ活性化策を具体化してまいりたいと考えております。

まず1つには、新しいまちづくりを目指して、スタジオエルの指導のもとに、笠置町探られる里事業を町内外の人々が協力し合い、フィールドワークや町民にヒアリングを行い、そこで発見した笠置町の魅力を町民が主体となって発信していく仕組みをつくることを目的として発足し、笠置町の魅力を探っていこうとする事業であります。10月から立ち上げておりまして、これからの行動に期待をいたすところでございます。そのほか、デイサービスのサービス向上に伴う事業、白砂川地域主導型事業、また荒廃農地の有効活用事業等々、活性化策を具体化してまいりたいと思います。

それから、今議会に提案いたします案件は、同意案件1件、審議案件6件でございます。よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

その他、9月以降の主な諸般の報告を申し上げます。

10月9日、町村会政務調査会が自治会館で行われました。

10月10日、京都府戦没者追悼式が国立京都会館で、10月17日、住宅新築資金議会が平安ホテルで、11月4日、探られる里事業の1回目会合が笠置中央公民館で開催されました。

11月7日、加茂笠置議会が木津川市役所で開催されました。

11月12日、山水会総会が笠置産業振興会館で開催され、旧相楽郡の抱える問題、活性化対策、相楽西と東との格差対策等、議論が交わされたところでございます。

11月15日、国道163号線、宇治木屋線の京都府への要望活動を行いました。

11月17日、笠置もみじまつりが開催されました。

11月18日、広域事務組合議会が相楽会館で開催されました。

1 1月19日から21日の3日間、全国町村会がNHKホールで開催されました。その他、国民健康保険、簡易水道、山村振興会への参加をしてみました。

1 1月27日、山城病院議会が開催されました。

1 1月28日、中部消防組合議会が開催されました。

同日、山城地区人権政策確立要求が精華町役場で開催され、部落問題解決のため、各種人権問題、戸籍謄本等の不正取得に係る事前登録型本人通知制度導入について、山城地区市町村長との意見交換が行われました。

1 2月1日、ご当地鍋フェスタがいこいの館で開催され、全国からの鍋料理、グルメ料理の出店で一日中多くの来場者でにぎわいました。

1 2月4日、相楽東部広域連合定例会が南山城村議会で開催されました。

1 2月8日、同和・人権学習公開講座が同和教育推進協議会主催のもとに、「結びあう絆 一家族の愛から地域のつながりへ」をテーマとして、笠置さわやか会、連合教育委員会、東部ブロックPTA連絡協議会後援のもとで開催されたところでございます。

以上、諸般の報告といたします。

議長（西岡良祐君） これで諸般の報告を終わります。

議長（西岡良祐君） 日程第4、同意第1号、笠置町自治功労表彰者の同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 同意第1号、笠置町自治功労表彰者の同意を求める件について、提案理由を申し上げます。

笠置町表彰条例（昭和48年条例第10号）第3条及び第5条の規定により、同意を求めるものでございます。よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） おはようございます。

それでは、同意第1号、笠置町自治功労表彰者の同意を求める件について趣旨説明を申し上げます。

朗読をもってかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

同意第1号、笠置町自治功労表彰者の同意を求める件。

笠置町表彰条例（昭和48年条例第10号）第3条及び第5条の規定により、別紙のとおり

り議会の同意を求める。

平成25年12月12日提出。笠置町長、松本勇。

ページをめくっていただきまして、笠置町自治功労表彰者。

起算日としまして、平成26年1月1日。

第3条の功労表彰。

基準職、氏名、生年月日、満年齢、公職歴の年数内訳を順次朗読いたします。

第1号、中西 巖、昭和11年8月17日、77歳、町長8年、助役4年、収入役10年。

第3号、竹本喜重、昭和8年9月12日、80歳、議員12年、議長2年。

第4号、山口哲志、昭和24年7月1日、64歳、副町長8年、収入役4年。

第6号、仲北利廣、昭和11年10月6日、77歳、農業委員15年。

第6号、西村重男、昭和17年12月3日、71歳、農業委員12年。

第6号、中西正範、昭和11年3月17日、77歳、農業委員15年。

第6号、高見 進、昭和19年7月18日、69歳、農業委員9年、監査委員4年。

第6号、北川貞次、大正14年11月9日、88歳、固定資産評価委員18年。

第6号、瀧山昭男、昭和3年11月15日、85歳、公平委員20年。

第6号、筒井岩三、昭和3年5月29日、85歳、教育委員13年。

続きまして、第5条の善行表彰。

基準、氏名で朗読いたします。

第2号、北川敏明。

第2号、山本武義。

以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、杉岡君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

笠置町の自治功労賞表彰でございますけれども、来年、町制80周年という形の中で、このメンバーが出されたんやと思います。前回もこういう表彰がありまして、かなりの人がもらっていたという経過がございます。

その中で、それから何年かたっているんですけども、この中に漏れ落ちとかそういうことではないですか、このメンバーの中にね。これ、やめられた方ばかりやから、今現在やめられている方がメンバーの中に落ちているということはないですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問でございます。

前回、この同意を出ささせていただいたのが平成16年12月議会だったと思います。それ以降に、担当のほうで全て確認させていただいた方々を今回上げさせていただきました。ただいま議員が御指摘のとおり、まだ職についておられる方で基準を達しておられる方はおられます。あくまで、まだ現在職についておられる方については、職を辞された後、この表彰の該当としてまた同意を求めていきたいと、そのように考えております。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡君。

7番（杉岡義信君） 杉岡でございます。

その当時、何かの事情で辞退されたという方があったと聞いております。辞退したら、その時点でその後の表彰については対象にならないということなのか、再三またこういう形の中であるんですけどもという話をしに行ったってくれたのか、そこをちょっとわかりやすく説明してください。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 確かに前回辞退された方はおられます。よって、今回これを上げるに当たって、その方に確認はとっておりません。

ただ、一度このように、うちのほうからこういうことと申して申上げて辞退された方については、今後またこれをするときには言いに行ったほうがええのか、その辺についてはそれぞれの町村のまたやっている部分をちょっと勉強させていただきながら検討はさせていただきたいと、そのように考えています。

議長（西岡良祐君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。同意第1号、笠置町自治功労表彰者の同意を求める件は、同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、同意第1号、笠置町自治功労表彰者の同意を求める件は同意することに決定いたしました。

議長（西岡良祐君） 日程第5、議案第39号、笠置町犯罪被害者等支援条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第39号、笠置町犯罪被害者等支援条例制定の件について提案理由を申し上げます。

平成16年、犯罪被害者等基本法、法律第161号が制定され、犯罪等による被害をこうむった方及びその家族、また遺族の方々に対する支援に対し、国、地方公共団体及び国民の責務が明記されました。法に基づき、町が国や府の関係均等との適切な役割分担を踏まえ、地域に実情に応じた支援を総合的に推進することを目的といたしております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） それでは、議案第39号、笠置町犯罪被害者等支援条例の御説明を申し上げます。

まず、第1条の目的でございます。

この目的につきましては今、町長のほうから申し上げましたとおり、平成16年に犯罪被害者等基本法が制定され、犯罪等によって被害をこうむったの方々に対しての支援に関し、国、地方公共団体及び国民の責務が明記されました。

続きまして、第2条の定義でございます。

これは本条例における用語について、その意味を明確に定めたものでございます。

第1号の犯罪等とは、犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定するもので、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為としております。

第2号の家族の範囲につきましては、民法上の親族の規定を準用します。配偶者については、婚姻の届けをしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合も含みます。親子については、養子縁組の届けをしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合も含みます。

第3号の関係機関等とは、犯罪被害者等のための施策を円滑に実施されるよう国の機関、警察等、また地方公共団体の機関、犯罪被害者等の支援に係る公共団体及び民間の団体、医療機関、その他の関係をするものをいいます。

続きまして、第3条の基本理念でございます。

この条例は、犯罪被害者等を支援する上で基本理念について定めたもので、犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等をこうむった心身の苦痛及び生活上の不利益が軽減または回復され、平穏な生活を取り戻すまで行うこととします。

第2項では、犯罪被害者等の支援を行う際は、十分な注意のもと、犯罪被害者等に寄り添った支援を行うとともに、個人情報の取り扱いについても犯罪被害者等に最大限の配慮を行うこととします。

続いて、第4条の第1項では、町が関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、個々の犯罪被害者等の実情に応じた必要な支援策を講ずることと定めたものでございます。

第2項では、町が支援のための施策を円滑に実施するために、必要な体制整備を行うよう努めることと定めたものでございます。

続いて、第5条の住民等の責務でございます。

犯罪被害者等は、犯罪による生命や身体への直接的な被害だけではなく、心身の不調や苦痛、周りの理解不足や中傷などに苦しめられながらも十分な支援が受けられず、深刻な状況に置かれていることがあります。本条は、こうした状況を住民一人一人がしっかりと認識し、二次的な被害の発生防止に配慮するよう努めるべきであるということ定めたものでございます。

続いて、第6条の犯罪被害者等への支援では、犯罪被害者等の多くは、さまざまな制度に関する情報が伝わっていないため、結果として必要な支援が受けられないことが推測されます。そのような状況を解消する相談窓口を設置して、犯罪被害者等からの相談や問い合わせを町の職員がお受けし、各種支援制度の案内や申請、補助などのコーディネートを行います。

第3項では、犯罪被害者等への経済支援策として、国の制度である犯罪被害者給付制度があります。通り魔殺人などの犯罪行為により、不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族または身体に被害を負わされた犯罪被害者に対し、社会連帯共助の精神に基づき、国が給付金を支給し、その精神的な、経済的な打撃を緩和を図ろうとするものでございます。

しかし、いずれの制度も申請から裁定の支給までの期間がある程度長く要します。そこで、犯罪被害者等に身近な地方公共団体が当座必要な資金を見舞金として給付することは、被害直後の生活支援にとっても効果的であると考えております。

続いて、第7条の広報及び啓発、犯罪被害者等のこうむった心身の苦痛及び生活上の不利益等は当事者以外の者にははかり知れないものがあります。そのため、当事者以外から発せられた不用意な心のない言動等から二次的な被害が生じ、そのことが後々犯罪被害者等を苦

しめることがあります。二次被害の防止を地域の課題として受けとめ、支援についての啓発に努める必要があります。

続いて、第8条の支援の制限でございます。

支援の制限とは、支援を開始する前に本条に掲げる事実が認められた場合には支援を行わないことができるということと、支援を開始した後に第1項に掲げる事実の場合には、第2項により当該支給を取り消したまたは中止するという意味でございます。

まず、第1号でございます。犯罪を誘発する行為とは、暴行、脅迫等を受けた結果、通常一般人のほとんどが反撃するであろうということがやむを得ない程度に犯罪を誘発する場合のことを意味しております。

第2号は、笠置町の暴力団排除条例に基づく規定でございます。

第3号は、第1号から第2号までの規定に当てはまらないものの、社会通念上、支援を行うことが不適切な場合について支援を行わないことができる旨を定めた規定でございます。

続いて、第9条につきましては、委任としまして、この条例のほかに必要なことにつきましては、規則、要綱を定めるという部分でございます。

附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行することとしております。

なお、参考資料としまして、それぞれの要綱を案として配付させていただいておりますので、また御参照をお願いしたいと思います。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑につきましては、全ての議案に対し同一議題について3回までとしますので申し添えます。質疑はありますか。3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

この犯罪被害者給付、笠置町の住民にとっては大変いいことだとは思いますが、本当にこれはあってはならないというのがほんまの願いですね。

そこでちょっと私もこの前、京都府警の担当のトップの方とお会いして、いろいろ話を聞いてきました。それとこういうパンフレットも、これは国のあれですけども、当時800万からあれが、今、大体遺族給付金が2,900万余りになっております。それから、障害給付金は1,000万から4,000万近い数字になっております。こういったパンフレットをもらっていろいろ説明を受けたんですけども、その中で京都府下では市町村では、笠置町と和束町がまだ今ないということで、ほとんどの市町村が条例、ここ近年されております。一番遅いのが去年の10月施行で南山城村だと聞いております。

その中で、それと京都府警と大阪府警も行って、こういった説明も受けました。ついでに

言うときです。

これは、確かにここにも書いておりますように、三菱重工事件からですね。それから、サリン事件、大阪では記憶に新しいところでは池田の教育附属、あれは一番悲惨な事件だったと思うんですけれども、そういった事件があります。その中で、この条例が今つくられようとしておるんですけれども、その中で京都府下は大体同じ、こういった、こんな失礼な言い方やけれども、横並びで大体同じような条例の中身ですね。だから、議論的にはあんまり、ここをどう言うたというのはあるんですけれども、それはさておいて、一番基本的なこと、先ほど町長が提案説明のところに、平成16年の基本法で責務が明らかにされたということです。やはり国の犯罪被害者等基本法、この5条の中に地方公共団体の責務とありますね。だから、それに基づいてこの条例が基本的につくられたと思うんですね。

そして、相楽郡内、木津川市とか、それから精華町の条例を見ましたら、目的の欄、私、課長とはいろいろ話して折り合いつかなくておるんですけれども、最後に町長だけに答弁だけ後でもらうようにしますけれども、精華町の犯罪被害者等支援条例とかあるんですけれども、この条例には頭があって、その次に犯罪被害者等基本法（平成16年）とあるんですけれども、趣旨に基づきと入っておるわけですね。ここを僕は議論を大分やっているんですけれども、なかなか折り合いがつかないので、大体条例には法律の体系に基づいてつくる条例と各個々の市町村によって、例えば平成24年だったかな、自転車放置条例とかつくられたことはあるんですけれども、できたら、私はここに今、木津川市もここにも入っております、それから精華町も入っております。そこに、この条例は犯罪被害者等基本法云々に基づきというのを、できたら入れてほしいなというのが私、大分議論をやったんですけども、その後の、先ほども言いましたが、細かいことは言いません。

それで、過去ずっと笠置町の、きのうたまたま見ておったんですけれども、どんな条例で、やっぱり目的欄には、例えば政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例は、やっぱり国会議員の資産等云々と法令に基づきとか入っております。それから、行政手続、これも平成8年なんですけれども、これも国の行政手続法にのっかって云々というのが入っております。だから、本来なら私はこれを入れてほしいなと。単独でこうやって、入っていないのは最近では、情報公開条例とか個人情報保護条例とかのは入っておりません、これを見ましたら。

だから、単独で見た場合には、やはりこういった基本法に基づきというのは、私は入れてほしいという、これは入れなかつても別に有効なんですけれども、よりよい条例になるんで

はないかと思うんですけれども、町長、この辺一点だけ、入れるかどうかの、いやちょっと待ってください。もう議論もやっているんで、町長に、最後。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 後ほど、また町長のほうからお答えをさせていただきますけれども、大倉議員のおっしゃるとおりで、当然、上位法というんですか犯罪被害者の基本法に基づいてそれぞれの市町村が今回、条例規則、要綱を策定しております。

今おっしゃったとおり、入れているところもあるし、入っていないというところもございます。ただ、笠置町犯罪被害者条例ということを見出しにあるということは、大倉議員が京都府警のところに行っているいろいろ話をされたときに、笠置町にこういう条例ができましたということは、京都府警はこれは犯罪被害者等基本法に基づいてつくられたものですよということは十二分に承知していただいていますし、どこの市町村でも言葉の条例の文書のあやとして構成のとり方はいろいろあると思います。確かに、入れるというのも方法ですし、過去に笠置町の条例も今おっしゃったとおり、入れているところもありますし、入っていないところもあります。要は、中身で上位の法に基づいてそれぞれ市町村の責務やら住民の責務を条例化するというので、内容は変わらないという部分がありますので、その辺はちょっと理解を当然していただいていると思いますので、今後は大倉議員のおっしゃったことは一つの方法として頭の中に入れながら条例の作成も考えたいと思いますけれども、その辺で何回も議論させていただいたとおり、今回はこれで上程をさせていただいたということで、よろしくをお願いします。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） これから入れてほしいんですけれども、ぜひとも今後、条例作成の際には、こういう上位、今言われたように、やはりそれがひとり歩きした場合に、これはどこの法律から来たかということが、一番これ手っ取り早い、やっぱり見るからにわかりやすいんですよ。これだとどこから来たかということがわからないので。これはもう議論を何遍もやっていますので、以前からやっていますので。町長、これ、町長が今さっきおっしゃったように、説明ありましたように、平成16年の基本法、責務が明らかにされたということで、この目的欄の町長の考え方というか、決裁を受けられて、その考え方なり、ちょっと言っていただけませんか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 大倉議員の御質問でございますが、犯罪被害者支援条例制定ということ

に関しましては、先ほど説明をいたしましたとおり、犯罪被害者等基本法に基づく町の条例であるということは御理解をいただきたいと思います。ただ、その条文の中に、犯罪被害者等基本法に基づく云々というのが入っていないということでございますが、今回の条例制定のそのもとは、犯罪被害者等基本法にあるんだということは御理解をいただいていると思います。ただ、その条文が入っているかないかということでございますが、入ってなくても私は条例として十分に成り立つものだと思いますし、今回提案させていただいたわけでございます。今後、こういった法律に基づく条例制定については、そういった大倉議員の御意見も踏まえて考えていきたいと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） ほかにありませんか。4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

議運でも問題提起されたことでありますが、第6条の3の項目であります。

犯罪被害者などに対し見舞金を支給する、この時期であります。課長のほうから地方自治体が一番身近なところにあるので、当座の生活支援のために支給するとそのように説明を受けました。当然、警察や相談されてその支援に当たるかどうかの認定は町でされることだと思うんですけども、その後、国とかの認定が、これは却下された、そういう場合どうされるかという問題が起こります。そういう支援の出されるタイミング、それでいいのかどうかお聞きします。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいま西村議員のほうから、第6条の犯罪被害者等の支援の見舞金についての国との関係について御質問をいただきました。

確かに、大倉議員も先ほどおっしゃったとおり、国の基本法では相当な日数が、見舞金なり、遺族金というんですか、死亡されたときのやつも結構時間はかかるように聞いております。

そこで、見舞金支給要綱の中の部分でございます。これにかかわる遺族見舞金やら、また障害見舞金等の支給の申請につきましては当然、申請主義となっておりますので、5ページ以降の部分での申請書に基づいて、先ほど西村議員がおっしゃったとおり、警察、また関係機関等、いろいろ調査をさせていただいた中で支給を決定するわけでございます。

ただ、その支給の決定をしたとしても、第12条関係で、支給の決定の取り消しという言葉も要綱の中でございます。これは、先ほどおっしゃったとおり、支給を受けた後、偽りやその他不正な手段が認められるときという部分については、先ほどおっしゃった警察との見

舞金等が却下されたという部分もこの中に入ると思います。そういう部分で十分連携は保っているかなというぐあいに思います。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） この件については理解をいたしました。

確認をさせていただきますけれども、条例の第2条などに「犯罪等」という言葉が記されております。この「等」という意味は、加害者が責任能力がない、犯罪と捉われない心神喪失の方や刑事責任が捉われない刑事未成年の方が事件を起こして被害をこうむった方にも、犯罪ではないけれどもこの支援条例の適用を受けられるということで、「犯罪等」という言葉が記されているのか、その辺を確認します。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問で、第2条の第1号の「犯罪等」とはという意味でございます。

これは、犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定するというので、その意味は、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為ということは、犯罪じゃなくても、刑罰等が下されなくても、ある一定ストーカー的な、言葉は悪いですけども、そういう部分も入るわけで、必ずしも刑を、刑じゃないんやけれども、そういう部分以外でも入ってくるわけです。

それともう一点、先ほどおっしゃったという部分についても、例えば能力的な部分で、そういう方々に被害をこうむられた方についても当然、この中には入っていきます。以上です。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子さん。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

見舞金の条例は1人につき30万、遺族の見舞いね。傷害で10万円と決められておりますけれども、また第9条のところ、この条例に定めるほか、必要な事項に町長が定めると書いておりますのでこれでよいと思いますけれども、もう結構です。

議長（西岡良祐君） よろしいですか。

6番（石田春子君） はい。

議長（西岡良祐君） ほかに。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第39号、笠置町犯罪被害者等支援条例制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西岡良祐君) 挙手全員です。したがって、議案第39号、笠置町犯罪被害者等支援条例制定の件は原案のとおり可決されました。

議長(西岡良祐君) 日程第6、議案第40号、笠置町簡易水道事業給水条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 議案第40号、笠置町簡易水道事業給水条例一部改正の件の提案理由を御説明申し上げます。

今回の条例改正は、消費税法の改正により消費税率が引き上げられることになったため、課税対象となる新設等の加入金及び水道料金について、消費税の引き上げ分についてそれぞれ料金に転嫁する必要性が生じたことから、料金の改正をお願いするものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(西岡良祐君) 続きまして、議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長(川西隆次君) 失礼いたします。

議案第40号、笠置町簡易水道事業給水条例一部改正の件について御説明申し上げます。

この改正は、消費税法(昭和63年法律第108号)の改正に伴う消費税の引き上げにより、簡易水道新設等の加入金及び水道料金の金額を定める規定について改正を行うものでございます。

具体的には、平成26年4月1日から消費税等の率が現在の5%から8%に引き上げられることに伴いまして、現在、税込みの総額表示を行っております新設等の加入金及び水道料金につきまして、増税分の価格転嫁を料金に行いまして、そのための料金の改定でございます。

新旧対照表の1ページ、2枚めくっていただきまして、そちらで御説明申し上げます。

まず、新設等の加入金、第9条のところでございます。現行は、町内簡易水道を設置した時期によりまして、新設等の加入金は20万円と35万円のところがございます。

これにつきましては、現在20万円の部分につきましては内税になっておりますので、2つに分けますと、本体価格が19万477円と現在の5%の税が9,523円というふうになっております。これを5%から8%になることによりまして、現在の20万円を20万5,715円に改正するものでございます。これは、先ほどの19万477円に消費税の8%、1万5,238円を加えたものでございます。

それから、35万円のところにつきましては、現在本体価格33万3,334円と5%の消費税1万6,666円が加えられた価格になっておりますが、これも先ほどと同様に8%に変わりますので、本体価格33万3,334円に8%の消費税分2万6,666円を加えた金額36万円に改正するものでございます。

改正案の表の下には、現行は明記しておりませんでした。備考といたしまして、加入金には、消費税相当額及び地方消費税額を含むというふうに記すことにしております。

続きまして、水道料金でございますが、第27条でございます。次のページにまたがりませんが、現行の料金が基本料10立米まで1,300円、それと超過料金が1立米ごとに150円ということになっております。1,300円につきましては先ほどと同じ、本体価格1,239円に5%、61円を加えた金額でございます。それと、超過料金150円につきましては143円に7円を加えた金額となっております。これを8%に改定することで、左側の改正後のほうで1,338円、これは1,239円に99円を加えた金額です。それと超過料金が154円、143円に11円を加えた金額となります。

改正の金額は以上でございますが、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行すると。

2といたしまして、改正後の条例第9条第1項の規定につきましては、これは加入金のほうでございますけれども、施行前、3月末までに申し込まれた方につきましては新設の加入金は現在の値上げ前の金額にするということでございます。

それから、3といたしまして、施行日から継続して給水を受けている水道の利用者ということは、ほとんどの水道を使用されている方でございますけれども、施行日から平成26年4月30日までの間にその額が確定するものについては従前の例によると。これは、継続して使用していただいている方につきましては、平成26年4月末の検針、改正後の第1回目の検針になりますが、これは3月分の分が幾分か含まれておりますので、その分につきましては改正前の金額として、実質的には5月検針分から新料金とするものでございます。説明は以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

前々回、水道料金の改定をされたのは平成8年4月1日であります。その後、消費税が3%から5%に変わりましたが、その分は転嫁をされておられません。消費税法を絡んでのそういう流れの説明をお願いします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼します。

ただいまの御質問ですが、議員がおっしゃるとおり、前々回ですか、改正したのは平成8年4月でございます。消費税が出てきたのが平成元年4月でございます。本来、その時点で、消費税というのは仕入れ値には必ず消費税がついていますので、水道事業をするに当たりまして、例えばいろいろな材料関係、機材関係の購入には消費税は払っておりますので、消費税を取ってもよかったという状況ではございましたが、その時点では売り上げが3,000万以下でございましたので課税業者ではございませんでした。それで、中に税金が入っているという考えはございましたが、特にその時点で転嫁はしておりません。

それで、平成9年4月に消費税法が改正されまして3%から5%にはなっておりますが、その時点におきましてもまだ課税業者ではございませんでした。

平成10年に課税売り上げが3,000万ということで、消費税の法律によりまして消費税の申告をしなければならないことになりまして、平成12年4月に課税適用期間というのが始まりました。

それから、平成14年7月に第1回目の確定申告というのを、3,000万を超えておりますので、実施をすることになりまして、本来はその時点で消費税に対して税のほうを納入しておりますが、特にそこで転嫁も行っておりません。

また、平成24年、昨年10月ですが、水道料金の改正がございまして、基本料金が1,300円、超過料金が150円に値上げをしておりますが、その時点でも中の、消費税というのは水道会計の決算を見ていただいたらわかるとおり、中に毎年払っておりますので、中の内税という考えで進んできておりました。

今回、改正に伴いましては、24年に料金改正をしたときにおきましても、水道会計がともこのままではやっていけないということで、7割以上、本来でしたら上がってやっと基準外の繰越金をなくすことができるということなんです。とともその料金の改定は大幅になりますので、約30%ということにして上げていただきましたが、今回せっかく、せっか

くと言ったら言い方が悪いんですが、何とか健全化に向けて努力しているところなんです、また今回消費税が上がることで消費税の分を、もし水道料金を改正しないでこのままでいくということになりますと、町がその分を負担することになりまして、実質的には料金が下げていることになりますので、今回この値上げをお願いしているところでございます。

ちょっとわかりにくかったかと思いますが、恐れ入ります。

議長（西岡良祐君） わかりましたか。

ほかにありませんか。3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 将来の、今、消費税が5%から3%で8%ですよ。将来のことはわかりませんが、27年10月には10%になるという。一応、今のところはそれやったら、その基本で上げる予定、そらわかりませんよ、の方向でいくということになりますか。今、答えできるかどうかわかりませんが、

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいま申し上げましたように、10%も予定されております。このままでいきますと10%に上がる可能性は十分高いと思いますので、当然上げていかなければ水道会計がやっていけませんので、どうしても健全化にも向けて上げていくというふうには現在、思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

議案40号、笠置町簡易水道事業給水条例一部改正の件について反対討論をします。

この条例は、2014年4月から消費税の税率が5%から8%へ引き上げられることを前提に、水道の加入金と使用料を消費税分引き上げる内容です。

町は、本来なら住民の暮らしを守るという立場で消費税の増税には反対をし、その増税が実施されないように国にも働きかけるべきです。ところが、まだ消費税の増税が実施される前から、増税を先取りして水道料金の値上げをするというのが条例の内容です。消費税は、所得の低い人の負担が重く、所得の低い人への免除もありません。こうした消費税は、住民の暮らしを守り福祉の向上を目指す自治体本来の仕事と相入れません。

こうした消費税の増税を前提とし肯定する条例改定には反対を表明し、反対討論を終わります。

議長（西岡良祐君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

賛成の立場で討論をいたします。

そもそも水道は生活の源ですから、消費税がかかることには疑問を感じますが、公営企業として成り立っておりますのでいたし方ありません。これに反対すれば、何とか法定外繰り入れを減らそうと努力をしていることに逆行をしてしまいます。広く浅く負担していただく必要があります。

けれども、少ししか使われない、ひとり暮らしや高齢者世帯などへ配慮として、今後改定の際には基本水量を低く設定していただく、こういうことを要望いたしまして、賛成をいたします。

議長（西岡良祐君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第40号、笠置町簡易水道事業給水条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手多数です。したがって、議案第40号、笠置町簡易水道事業給水条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

議長（西岡良祐君） 日程第7、議案第41号、土地改良事業（農業用施設災害復旧事業）の施行の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第41号、土地改良事業（農業用施設災害復旧事業）の施行の件の提案理由を御説明申し上げます。

この提案は、本年9月15日から16日にかけての台風18号により被災した農業用施設、農道の災害復旧事業を実施するため、土地改良法第96条の4において準用する同法88条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼いたします。

議案第41号、土地改良事業（農業用施設災害復旧事業）の施行の件について御説明申し上げます。

議案のほうを朗読させていただきます。

下記のとおり、土地改良事業（農業用施設災害復旧事業）を施行したいので土地改良法第96条の4において準用する同法第88条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月12日提出。笠置町長、松本勇。

記といたしまして、種別、道路。件数、1。金額、150万7,000円。備考、農道1件。合計1件で150万7,000円でございます。

この件につきましては、平成25年9月15日から16日にかけての台風18号による豪雨のために農業用の施設、農道でございますが、路肩が崩壊したものでございまして、11月12日に災害復旧についての国の査定を受けまして、復旧事業費が決定されたものでございます。この復旧事業を施行するためには、土地改良法によりまして議会の議決が必要になっておりますので、今回これを提案させていただくものでございます。

場所につきましては、大字笠置南部小字野田、木津川市側にある笠置町の飛び地の中でございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第41号、土地改良事業（農業用施設災害復旧事業）の施行の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第41号、土地改良事業（農業用施設災害復旧事業）の施行の件は原案のとおり可決されました。

これより15分間休憩いたします。

休 憩 午前10時37分

再 開 午前10時50分

議長（西岡良祐君） 休憩前に引き続き再開いたします。

議長（西岡良祐君） 日程第8、議案第42号、平成25年度笠置町一般会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第42号、笠置町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から3,516万1,000円を減額し、歳入歳出予算総額を13億8,140万4,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、相楽中部消防組合負担金2,805万3,000円減額、笠置山線道路改良工事1,500万円減額、農林業施設災害復旧費488万7,000円、公共土木施設災害復旧費157万円、防災備品購入57万5,000円の計上となっております。

歳入の主なものは、過疎対策事業債2,680万円の減額、国庫補助金の社会資本整備総合交付金1,040万円減額、地域の元気臨時交付金815万7,000円、土木施設災害復旧事業債110万円、農林施設災害復旧事業債180万円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） それでは、議案第42号、平成25年度笠置町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正額は、先ほど町長のほうからございましたとおり3,516万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ13億8,140万4,000円とするものでございます。

なお、6ページに、今回、第2表としまして継続費を設定しております。これは児童福祉費関係で子ども・子育て支援事業にかかわる事業としまして、2本を継続として設定をさせていただいております。

それでは、歳入のほうからご説明させていただきます。

11ページをお願いします。

まず、地方交付税で今回1,203万円を補正となっております。これは普通交付税でございます。

13款の国庫支出金の2目民生費国庫補助金につきましては81万9,000円の減額となっております。これは、子ども・子育て支援事業の計画策定交付金の補助金が皆減となったものでございます。

続きまして、3目の土木費国庫補助金につきましては、社会資本整備総合交付金が予算配分によりまして、1,040万円の減額となっています。

4目の総務費国庫補助金につきましては、地域の元気臨時交付金が確定いたしましたので815万7,000円を増額いたしまして、地域元気臨時交付金の総額は1,815万7,000円となるものでございます。

続いて、14款の府支出金で、2目の民生費府補助金で、社会福祉費の補助金としまして地域交流の支援事業が1万5,000円の補正となっています。これは交付決定通知によるもので、事業費の2分の1の補助率でございます。

続いて、3節の児童福祉費補助金につきましては、子育て支援特別事業補助金で24万円を上げております。これは、支援システムの構築費に係る補助金で100%の充当率となっております。

続いて、4目の農林水産業費府補助金で、1節農業費補助金につきましては、農地農業用施設の災害復旧事業補助金としまして97万9,000円、事業費の65%でございます。

続いて、2節の林業費の補助金につきましては、1つ目としまして持続的森林経営の確立総合対策実践事業及びそれにかかわります事務費で66万円、1万6,000円を計上しております。これは内示によるものでございます。

続いて、温室効果ガスの吸収源対策森林整備事業補助金としまして20万6,000円、これも内示によるものでございます。

続いて、12ページでございます。

林業の施設災害復旧事業補助金としまして158万7,000円、これも事業費の65%の補助率でございます。

山城地域広域有害鳥獣捕獲事業の実施委託補助金としまして41万円、これは100%の補助率でございます。

続いて、委託金関係で、1目の総務費委託金としまして住生活総合調査の委託金2万1,000円、これは交付決定通知によるものでございます。

17款の繰入金で、3目財政調整基金繰入金としまして2,000万円の減額となっております。

諸収入で、雑入で3,000円の減額となっております。これは南山城村と笠置の中学校の経費の案分が確定したものでございます。

20款の町債で、1目臨時財政対策債は436万円の減額となっております。これは、発

行可能額が4,664万円で確定しておりますので、当初予算からの分を差し引きしたものでございます。

続いて、13ページの消防債でございます。

過疎対策事業債2,680万円を減額しております。これは、先ほど町長のほうから提案説明ございました相楽中部消防組合のデジタル無線整備事業を当初は負担金で計上しておりましたけれども、その分について相楽中部消防組合で緊急防災減災事業債を借りることとなったためでございます。なお、この緊急防災減災事業債の交付税の算入率は過疎債と同様の75%で、今回負担金としましては減額となりますけれども、今回それにかかわります元利償還について後年度負担金として笠置町のほうから払っていくという形になります。

続いて、災害復旧事業債でございます。1節の公共土木施設災害復旧債につきましては110万円でございます。補助事業及び単独事業も含めての起債となっております。

2節の農林施設の災害復旧債につきましても、補助事業等一般単独債含めて180万円を計上しております。

それでは、歳出につきましては各担当課長のほうから御説明申し上げます。私からは総務財政にかかわる分について御説明させていただきたいと思っております。

14ページの総務費の1目一般管理費で、14節使用料及び賃借料でございます。まず、コピー機使用料ということで13万3,000円を減額しております。これは当初予算と支出額の今後の支出額見込みを含めて13万3,000円の不用が出るということで減額しております。パソコンリース料の3万6,000円につきましては、経年劣化によるパソコンのふぐあいによりますものでございます。

続いて、19節負担金補助及び交付金につきましては、まずTRY-Xのシステム負担金としまして、機能改善分の対応分としまして1万円、相楽東部広域連合の負担金10万1,000円、これは東部連合の第5号補正までの分を含めて今回計上しております。

笠置町中学校経費の南山城村連合の支出負担金につきましては、これは確定したもので327万2,000円の減額となっております。

続いて、電気料金の遡及負担金でございますけれども、これは本来笠置町で支払いしなければならないものが北部区のほうで支払っていたために1棟分でございますけれども、過去5年分にさかのぼってお返しするというので1万5,000円の計上となっております。

続いて、財産管理費の11節需用費につきましては、今後の事業の執行に伴います部分の3万6,000円を計上しております。使用料及び賃借料につきましては、土地使用料とし

まして3万円計上しております。これは、公用車の駐車を1台お借りしたという部分でございます

原材料費の2万2,000円につきましては、運動公園のグラウンドのまき土の購入で計上しております。

続いて、防災諸費の備品購入費でございます。57万5,000円、これは防災備蓄品として計上しております。現在、備蓄しておりますパンの賞味期限が26年の5月でございます。あらかじめ備蓄品を用意させていただきたいということで補正で上げております。

続いて、15ページの一番上段でございます住生活総合調査費でございます。これ先ほど歳入のほうで御説明させていただいたとおり、補助金の確定によります歳出の内訳を報酬としまして2万円、需用費として3,000円を計上しております。

続いて、18ページでございます。

消防費の1日常備消防費として2,805万3,000円の減額となっております。これは先ほど来申し上げております消防の救急デジタルの無線整備に係ります分が、中部消防での緊急防災の減災事業債で借りるとなったために当町からの負担金の減額と、それとあわせて消防組合の補正予算(第2号)の減額62万8,000円をあわせて合計で2,805万3,000円となっております。

教育費の教育委員会費としまして327万8,000円の減額となっております。これは相楽東部広域連合の負担金でございます。相楽東部広域連合の第2号の補正の部分が40万8,000円と第5号の補正分287万円がそれぞれ減額されておりますので、当町はその分も同額を減額したというところでございます。

公債費につきましては、元金、利子それぞれ元金につきましては一定確定した部分の補正と、あと利子につきましては借入利率等の見直しによりまして64万1,000円の減額となっております。

あと、20ページ以降につきましては、それぞれ性質別経費等の分をつけておりますのでまた御参照していただきたいと思っております。以上でございます。

議長(西岡良祐君) 続きまして、住民課長。

住民課長(東 達広君) それでは、住民課が所管いたします歳出予算につきまして、御説明申し上げます。

14ページの下段、総務費戸籍住民基本台帳費の需用費7万2,000円、本年度住民基本台帳システムの機器の入れかえに伴います消耗品の購入の必要が生じたので上げさせ

ていただきました。内容につきましては、サーバーの毎日バックアップをとっておりますサーバー代でございます。

それから、15ページの3款民生費、1目社会福祉総務費、委託料でマイナス81万9,000円、歳出項目を変更いたします。当初、社会福祉総務費のほうで計上していましたが、その同じページの下段に児童福祉総務というふうで同じ委託料を上げております。目の項目がえでございます。

それから、民生費の社会福祉費の4目老人福祉費、28節繰出金373万9,000円、介護保険特別会計繰出金ということで法定繰出金分を計上させていただいております。内容につきましては、特別会計のほうで御説明申し上げます。

5目老人福祉施設費、18節備品購入費9万4,000円でございます。デイサービス施設の洗濯機の老朽化によります買いかえが緊急に必要なが生じましたので計上させていただきました。

それから、その次の民生費、児童福祉費、児童福祉総務費でございます。まず、13節の委託料81万9,000円は先ほど説明いたしました項目がえによる予算でございます。

それから、19節負担金補助及び交付金24万円、これは子ども・子育て支援システム、町の基幹システムでございますが、その改修費でございます。

それから、次の16ページにまいりまして、衛生費、保健衛生費、予防費で賃金5,000円を上げさせていただいております。当初、看護師、保健師等ということで組んでおりましたが、1回分どうしても不足分が生じましたので5,000円を計上させていただきました。

それから、衛生費、清掃費、塵芥処理費、19節負担金補助及び交付金でございます。東部広域連合負担金として76万9,000円を計上させていただいております。これは衛生に係る連合からの負担金でございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君）　続きまして、同和対策室長。

同和対策室長（増田好宏君）　それでは、同和対策室が所管します歳出について、御説明いたします。

15ページをお願いします。

民生費、社会福祉費、社会福祉施設費で、原材料費で3万円をみております。これにつきましては、先ほど総務課長が御説明しました府補助金で1万5,000円をみておりましたが、それに対する予算計上でございまして、笠置会館で実施しております陶芸教室の釉薬代

を計上しております。以上です。

議長（西岡良祐君） 続きまして、企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼いたします。それでは、企画観光課が所管いたします歳出予算について、御説明をさせていただきます。

17ページをお願いします。

17ページの上段でございます。商工費、商工費、商工振興費、負担金補助及び交付金で13万3,000円を計上しております。これにつきましては、笠置町補助金等の交付要綱に基づき、また小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱に順次まして指導用車両の購入に対し笠置町商工会への補助金として計上している分でございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 建設産業課が所管いたします歳出の御説明を申し上げます。

議案書の16ページをお願いいたします。

16ページ一番下の段でございます。農林水産業費、林業費、林業振興費といたしまして151万2,000円を補正させていただいております。内訳といたしましては、需用費2万9,000円、委託料60万3,000円、負担金補助及び交付金が88万円でございます。

まず、需用費につきましては、委託料負担金補助及び交付金に係る分の事務費でございます。

それと、13節の委託料60万3,000円につきましては、温室効果ガス吸収源対策森林整備事業委託20万6,000円、これは以前からお話がありましたナラ枯れ対策につきまして京都府にいろいろと相談しましたところ、ことしに限って国の金額が少ないんでございますが、国の10分の10の補助があるのでこれをやってみたらという話があったのでこれに着手するという事で計上させていただいております。

それから、広域有害鳥獣捕獲事業委託39万7,000円、これは相楽の猟友会のほうへ委託するという事で京都府のほうの広域の計画に基づきまして京都府が補助金10分の10を出していただいて、それで現在計画しております笠置町と南山城村の境界付近を広域捕獲活動を実施するというものでございます。

次の負担金補助及び交付金につきましては、持続的森林経営確立総合対策実践事業と申しまして、昨年度から実施しております森林経営計画に基づきまして地域活動をされる方の支援をする交付金を国、京都府の補助をもらいまして町が実施するものでございます。

次のページをお願いします。

真ん中の土木費、道路橋梁費、道路新設改良費といたしまして1,390万円の減額でございます。内訳といたしましては、委託料110万円増額、工事請負費が1,500万円の減額でございます。委託料につきましては道路設計業務委託、これは笠置有市線、向阪地内の離合困難箇所約100メートルございますが、この拡幅改良を行うために予備設計を行うものでございます。

次の工事請負費につきましては、笠置山線改良事業で1,500万円の減額でございます。これは、当初要望額を計上しておりましたが、国の予算の配分によりまして減額となったものでございます。

続きまして、次の土木費、住宅費、住宅管理費20万円を計上させていただいております。これにつきましては、原材料費10万円、これは住宅の玄関アプローチの手すりと上がりかまち部分の手すりにつきまして、バリアフリーに向かってできるところから着手しようということで原材料費、材料費を計上させていただいております。

それから、次に、負担金補助及び交付金といたしまして10万円、これは町営住宅の地デジ工事の負担金でございます。当初2戸の予定をしておりましたが、入居者がふえてきましたので、その分の不足分を計上させていただいたところでございます。

次のページをお願いいたします。1ページ飛びまして、19ページになります。

災害復旧費、農林業施設災害復旧費、農業災害復旧費といたしまして196万8,000円、これは工事請負費でございます。先ほどありました土地改良法による農道の復旧工事、その他2件入れまして合計3件の分でございます。

次に、林道施設災害復旧費290万9,000円、これは委託費といたしまして46万6,000円、これは横川林道の崩土の除去委託でございます。

その次に、工事請負費といたしまして244万3,000円を計上させていただいております。これは施設災害復旧工事でございます。林道三国越線の災害復旧を行うものでございます。先日、国の査定を受けた事業費を計上させていただいております。

次に、災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費の157万円を計上させていただいております。これは工事請負費でございます。道路災害復旧工事、町道笠置広岡線ほか2件、合計3件で99万8,000円、それと河川災害復旧工事といたしまして西通水路、有市の水路、この2件で57万2,000円を計上させていただいております。以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 17ページの笠置山線改良工事についてお聞きします。

今回、国庫補助金が1,040万円減額されました。私はこのことよりも、繰り越している事業がこれから執行されるということのほうが問題だと思っております。今から繰り越し分を執行されるようでは、工事は年度末になってしまい、また今年度の予算は繰り越してしまう。このようなことを繰り返しておれば、前に受けたような府からのまた見直しを迫られます。なぜ繰越分の工事をもっと早くできなかったのか、その辺の説明をお願いします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですが、昨年大型補正の分にございます道路の修繕、構造物の修繕、その他橋梁の修繕も含めまして、その件が今年度に、昨年の3月議会で予算計上させていただきまして可決していただいた分の繰り越しの分のことだと思っておりますが、それがなぜ遅くなったかと言いますと、その後、設計、工事をするに当たりましてそのデータというのを整理しなければならないということで、調査、設計ですね。まず調査のほうをやってもらいまして、前も申し上げましたが9月によくその形が出まして、その9月に出たやつの集計が10月、ようやくその中身が出ました。

それと、あと現場の細かい、数字的には出ましたが、実際施工可能かどうかということも含めまして、するのにやっぱり時間がかかりまして、やっとようやく今その個々のやつが出まして発注できるようになりました。おっしゃるとおり、実際繰り越していきますと、それがどんどん後になっていくというのはわかっておりますが、こちらといたしましてもできる限り精いっぱいやっておりますので、できるだけその間を詰めるようにはいたしておりますが、その辺は御理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（西岡良祐君） はい、4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 今、課長からの説明をお伺いしますと、物理的な要因ではなくて事務的な処理、そういうことでおくれてこういうことになったというふうに私はお聞きしたんですけども、こういう点で、町長にちょっとお聞きしたいんですけども、私は職員の方が少ない人数で頑張らせていただいていること百も承知をしておりますが、どうしても人手が足りない、手が回らないからこういう事態になってしまっているのではないかと私は心配もするんですけども、こういう基幹的な分野には手厚く人材を確保されて執行されていくべきではないのでしょうか。その辺、町長、どうお考えですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） お答えをいたします。

笠置町の現在の役場の職員、少ない人数で兼職をしながら、建設課だけではなくてほかの課も含めて無理をお願いしているという現状にあります。ただいまの笠置山線工事がおこなわれているという状況の中で、職員の手が足りないのではないかと御指摘でございますが、やはり少ない人数で担当職員が一生懸命やっているのも私は見ております。しかし、その中でやはりおこなってくるというのは質的な物的なものの不足が、これは当然考えられると思います。

これから実は新年度採用職員の件も含めて、私は人的なものを補充していくべくことを考えております。特に、建設産業課のいわゆる専門職、土木関係の専門職の採用を考えております。昨年もそういったことで採用試験は行ったんですが、適当な人材が見つからなかったという事情もあります。今回、新年度については、ぜひ優秀な人材を見つけて採用してまいりたいと考えます。以上です。

議長（西岡良祐君） はい、4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 工事がおこなわれれば防災道路をつくっているのに災害を起こしてしまうということも心配をしております。課長が何回も答弁されております、25年度中につながり27年度に完成する、このことに変更はどうか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですが、以前に私、25年度に工事用道路として、道路としてはまだできませんが工事用道路として何とか行き来できるようというふうに申し上げましたが、現時点では、先ほどおっしゃいましたように、繰越事業のほうも何とか早く進めなければならないということもございまして、25年度に全てとりあえず工事道路としてもいけるかというのはちょっと実際のところわからなくなってきております。先ほど申しましたように繰り越しの分をこの12月に発注しまして、その後笠置山線のほうを発注する予定とはしておりますが、今、前に申しましたような、そこで必ずできるとはちょっと申し上げられませんが、先ほどと同じような話になりますけれども、なるべくそれを早くできるようにというのは努力させていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 答弁がかなりトーンダウンをしております。町長、これを早く完成させる、町長の意気込み、ちょっとお聞かせください。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） おっしゃられるとおり笠置山線につきましては、いろいろと理由がありながらもおけている、当初の計画からかなりおけているのも事実でありますので、事務方としましては一生懸命やっただいてはいるんですが、これからやはりこういったおくれの生じないように、全ての工事がおくれるということになってまいりますとぐあいが悪いというふうにも思いますので、できるだけ早く進めるように私のほうからも強く担当課のほうに要請をしていきます。以上です。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子さん。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

建設課、ほかの課からも応援をしていただいて、みんなの課が忙しいということは決まっておりますので、これ以上職員を入れてとかおっしゃいますけれども、やっぱり職員がこちらから、もしかほかの課の方が1人でも2人でも応援をしていただいて仕事をしていただいたらどうかと思います。それ、よろしくをお願いします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） お答えをいたします。

やはり仕事がおけているというのはまことに申しわけなく思います。そのおくれを取り戻すのにほかの課から職員を回せというのはちょっと無理かとも思います。やはり各担当課それぞれ専門職であります。専門的な仕事をいたしておりますので、流用のきくような職員がいれば別なんです、現在のところ専門職、専門、専門でその職に当たっておりますので、現在のところは無理かとも思いますが、やはり先ほど申しましたようにできるだけ人的なものにつきましては、でき得る職員を今後は採用してまいりたいと思います。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子さん。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

職員としては、やっぱり皆が一緒の課に何十年も何十年もおいでしておりますのか。そうでないでしょう。何年後には変わっていると思いますよ。だから、やっぱりほかの課からでも回し合いしてするのが仕事と違いますか。ほかから回せないという職員はちょっとどうかと思えますよ。これ以上もう職員をふやすということはもってのほかだと思います。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） お答えをいたします。

笠置町の職員につきましては、やはり定数までにとまっておりますし、オーバーはいたしておりません。やはり役場庁舎内での人事異動は行っておりますが、その事業あるいはその

現場で即対応できるかという、なかなかそれも対応でき得ないのも現実だと思います。そういつたことで、やはり役場の現職員全て頑張っているところでございますが、どの課も先ほど申しましたように、どこの課も人数が足りないまま職を兼ねているのも現実でございますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子さん。

6番（石田春子君） 何度も言いますけれども、何年かに、3年に1回でも4年に1回でも異動があるんでしょう。だから、ずっと見ておりましたら今のところ何十年のお方ばかりと思います。そら新しい職員もおりますけれども、なるべくなら回し合いでもしていただいて、していただきたいと思います。それで結構です。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

今、西村議員の関連質問になると思うんですけれども、笠置山線、私も一般質問でさせていただいた経過があるんですけれども、文化庁の保安林の解除、そのネックでなかなか開発できなかったということを聞いていた経過があります。それはどうなんですか、もう保安林解除になって、いつでもオーケーやというあれはもらっているんですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですが、保安林につきましては、現在まだ解除にはなっておりません。それと、保安林のほうは農林水産のほうで、文化庁の関係は先に、史跡名所の関係は許可をもらっております。以上です。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 文化庁の保安林解除がなかったら工事進めないということはないんですか。それはそれで結構です。

それと、別のページなんですけれども、12ページと16ページ、広域有害駆除委託、これ39万7,000円になっています。それと山城地域広域有害駆除実施委託金が41万円、これは私ちょっと数字的にはあれなんですけれども、これは同じものですね。1万3,000円の差があるんです。そこをちょっとだけ説明願えますか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですが、12ページの上から2段目の広域捕獲の補助金41万円というのがあります。それと、16ページの下段で真ん中の農林水産業費、林業費、林業振興費の中の広域有害鳥獣捕獲事業というのがありまして、39万

7, 000円が上がっています。この41万円というのが京都府からの10分の10の補助ということになっております。その41万円に対して39万7, 000円という1万3, 000円の差というのは、それをするための事務費ということで、町のほうにいただけるというふうに、事業となっております。以上です。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 事務費でこの1万3, 000円をとられているということで、せやけど1万3, 000円でやっていけるんですか、事務費。かなり複雑ですよ、これ。私らも捕獲へ行くけど、資料にしたって部数も多いし、簡単に言うてはるけど大変な仕事ですよ、これ。1万3, 000円でやってくれるんやったらあれやけども。そういうことでよろしくお願いしときますわ。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

先ほどの笠置山線の改良工事の関係なんですけれども、人的な面もおっしゃいましたけれども、何年かもう七、八年工事やっていますね、続けて。過去を見ますと、笠置町内の方の業者が3社で回っているという感じなんですけれども、業者の方がやはり忙しいからということであるかどうかわかりませんが、よその町外の方の入札なんかは、これはできるんですか。その辺ちょっと。町外というか一般の入札、相楽郡内の方とか。だから、そのおくれが、今言うたように業者の方が3社忙しいんでたまたまおくれるのか、今言うてる人的な面もあるけれども、一応どっちか言うたら、業者の方のほうはどうなんですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですが、決して業者の方が少ないとか、おくれるとかそういうことではございません。現在までのおくれの原因というのは、先ほども申しましたけれどもやはり事務量とかそういう関係もありますし、発注のほうがいろんな手続上おこなっているという時もございます。

発注が町内業者さん以外ということのお話でしたが、現在は町の中の工事というのは本当に少ないということで、できるだけ町内業者さんに入札の場に入らせていただけるようにということでランク分けして発注しております。特にそれについては今のところ問題ないかと思いますが、ほかの、町外の業者さんに発注できないかということでありましたら、それは決してそうではございませんが、先ほどもまた同じこととなりますけれども、仕事量が少ない中でできるだけ町内の業者さんに仕事をやっていただけるという方針でやっておるところで

ございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

先ほどから議員の方が人的な要するに人が足らんということをおっしゃっていました。いずれ私はこれまた行革の絡みで一般質問でもしたいなという項目、今言いますけれども、例えば建設課なんかでも、よく災害とか受けたら何で民間委託というか、されなくて自分らでその工事、土木工事をやっていることをよく見かけるんですよ。例えば町道とか里道なんかでも、アスファルトが割れているところを自分らで資材買ってやっているとかね。いろんなそういうことを見かけるんですよ。だから、そういうこと自体が、それが本来の仕事いうたら仕事になるんかどうかわかりませんが、本来の仕事というのはそうじゃないと思うんです。だから、民間委託を。

それから、もう1つ言いますと、例えばこれも民間委託の関係で言おうと思ったんですけども、水道料金のメーター、これ職員の方、よその町外、木津川市なんかやったら、この前も木津川市たまたま見てたんですけど、おばちゃん言うたら悪いけども、おばちゃんがメーター、おばちゃんが公募して私が今これ1軒何円でやってますねんという話を聞きました。例えば水道メーター、その1人の方が20日間あったら5日間ぐらい回ってすることあれば、その事務を委託すればそっちに仕事が、業務量いくんちゃうんかと。

それと、もう1点、前から、これはテレビの関係で、行事とかあれば必ずテレビ撮りに行っておられる方もおりますけれども、必ずそのときは代休とかそれなんかでも業者委託というか、そういったことも民間委託できないかな。そうすると、少ない人数の中で、そら人とお金の問題になってきますけれども、できるだけ民活というか民間活力をやってほしいと思うんですけれども。そうすれば、今言ったように水道料金のメーター、その人が5日間行ったらほかの事業できる。それから、テレビ放映でもよく祭りとかそんなテレビ、小学校の運動会とかいろんなを撮りに来ています。そういったことも、例えば民活やれば人が要するに少ない中でもっと活用ができて、いい事業ができるんじゃないかと思うんですけれども、そういったことには民間活力をぜひともやっていただきたいと思うんです。きょう、たまたまそういう人的出ましたんで、いずれ民活の関係では一般質問のときに何か考えてたんですけども、そのときにまたいろいろ言いますけれども、たまたまですけれども、できたらそういうことをやってほしい。いかがですか、町長。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 今、建設産業課の人材の不足から工事がおくれているというところから民活をという話が出ております。できるだけ民活をと思うんですが、我々できるところは職員の手でやっていきたいと考えています。民間活力を利用していくという話になってまいりますと、やはり規模的なもの、笠置町というのは本当に小さなまちですので、我々職員でできるところは職員で対応していきたいという思いがあります。

しかし、例えば先ほど水道のメーター云々とおっしゃいましたが、水道メーターは確かに職員が回っておりますが、除草その他はやはり民間の方に来ていただいてやっていただいているという、それぞれの部署でいろんなことを民間に任せていいのか、町職員独自でやっていいのか、その辺のところは笠置町なりの行政のあり方というのが私はあるだろうと思います。そこで、各担当課ではそれぞれに判断をしながらやっているんだと。大きな工事になってまいりますと、当然設計委託ですとか、そういったものについては民間にお願いすることになってこようかと思いますが、我々にできるところは我々の手でやっていくという、道路の補修にしましても、小さな道路の側溝の詰まりにしましてもやはり我々なりに努力しながらもやっていきたい、そんなふうに思っております。それは、やはりこれから出てまいりますいろんな事業を十分に検討した上で、町なりの方法でやってまいりたいと思いますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

ちょっと総務課長にお尋ねしたいんですけども、繰入金で補正予算2,000万円減額になっておりますわね。この2,000万円というのは補正予算3,500万円のうちのほぼ6割に当たります。2,000万円を何に使うつもりやったんかはちょっと存じませんが、繰入金で2,000万円も減額するというのは当初の予算に何か見込み違いがあったのか、それとも今年度を使うべき予定があったのに繰り入れできなかったと、その辺ちょっと説明をよろしくお願いいたします。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいま瀧口議員のほうから質問いただきました繰入金の2,000万円の減額した要因等でございます。当初予算で5,000万円を繰入金を計上させていただきました。それは、歳入歳出の予算を見たときに5,000万円ほど足りないということで、まずは繰入金、財政調整基金からの繰り入れを計画したところでございます。その後、25年度の普通交付税も当初5億2,000万円を予算計上はしておりました。た

だ、決定額が5億3,700万円余りで1,700万円ほどの予算から見れば増になっております。

それと、繰越金につきましても2,500万円余り繰越金としての財源が出てきました。今現在1,700万円ほど財源留保はしております。先ほど申し上げました交付税も財源留保が550万円余り、繰越金も1,700万円余りまだ財源留保はしております。よって、2,300万円ぐらひはまだ歳入のほうで余っているわけなんですよ。この分は、まだ出していませんけれども3月議会で出させていただきます、最終的にこの繰入金は今3,000万円ですよ、5,000万円から今2,000万円引いて、残り3,000万円、最終的にこの繰入金、要は財政調整基金からの繰り出しは今年度もしなくて済むかなど。要は、これは当初予算で歳入不足を補うためにみた、その後で歳入が思うていたよりいろいろ入ってきてるといふんで12月のときに2,000万円の減額補正をさせていただきます、最終でまたいろんなやつをかき集めてゼロにできたらなというぐあいに思っています。以上です。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） という説明で大体は理解できたんですけども、各事業はさておき、町の財政のほうは好転していると思われると見たらいいわけですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） お答えさせていただきます。

一時に比べれば少しは財政的には上向いているというか、いいかなと思います。一時は基金からの取り崩しが1億円以上あったときもございました。今現在、基金の取り崩しなしで何とか回れているという部分がございます。ただ、果たして今後はどうなのかと見たときに、ひとつ普通交付税にとりましても人口が基礎数値になりますので平成27年の国税調査があったときに笠置町の国調の人口は何ぼなんやと。今1,600人余りで計算しておりますけれども、それが1,400人ぐらひになれば200人の分が交付税で減額されるということも考えられます。

ただ、今いいというんですか、国の補正予算なりがついているときに少しは余力を、体力を高めるためにそういう基金への繰り入れをしておくというのが1つの考え方でもあると私はそのように思っておりますので、また先ほど大倉議員のほうからありました行財政改革等々についても、やっぱり職員それぞれ議論を深めた中で行財政改革を進めていきたいと、そのように考えておりますので、また議員各位におかれましてはいろいろ御指導いただけれ

ばありがたいなと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） ほかにありませんか。4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

15ページの子ども・子育て支援事業計画策定調査委託金とありますが、先ほど課長のほうから項の置きかえをしたと説明を受けました。支出金81万9,000円が国庫の支出から町単費の支出になっている。この辺の説明と、これに関して6ページの継続費についてですが、子ども・子育て支援事業計画策定調査依頼、25年、26年度をあわせて336万円は町単費であり継続費として計上されるのは理解できますが、システム構築事業負担金は国庫支出金であると思います。継続費として計上できるものなんですか、担保がないんですか、その辺、あわせてお聞きします。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。まず、ただいまの81万9,000円、子ども・子育て支援事業計画の財源でございますが、当初、昨年度12月現在の情報で本年度の当初の状況、予算を組まさせていただいているんですが、その当時、子ども・子育て三法に基づきまして、6月議会でも子育て会議という条例を出させていただいて、現在、会議の第1回目を執行させていただいた状態ですが、その当時、当初計画の策定時において、なかなか補助要綱が明示されていなかったという現状がございます。子育て三法に基づいて27年度から新たな子育て支援施策が施行されるわけでございますが、それに基づいた計画を市町村で策定しなさい、係る経費については10分の10補助しますというふうな概要でございまして、当然計画策定もその中に入るであろうというふうな見込みの中で計上させていただいたところがございますが、ふたを開けてみますと、その当時の精査が足らなかったと言われればそれまでなんでございますが、ふたを開けてみれば計画策定については補助対象外です。ただし、システム改修については10分の10を補助しましょうというふうな補助体系でございました。

その24万円のシステム改修につきましては、町の基幹システムに係る基本メニューの変更でございまして町村会のTRY-Xシステムの改修費でございます。これは構成町村で案分しておりますので、笠置町として今回24万円という積算が確定しましたので今回上げさせていただいたところがございます。これについては府の補助金で計上しております。この財源につきましては、国から府にこども基金、子育て基金という国からの財源で府が積み立てた基金がございます。その基金を活用した補助金でございますので府の支出金になります。

あと、継続費についてでございますが、システム改修については10分の10出るという一定の内示がございましたのでそれに基づいて財源を充てておりますし、継続費については2カ年以上の事業をしなければその事業の目的が達成できない場合に設定させていただくものでありまして、2つの事業とも2カ年の継続事業というふうなことでその総額と年度別の予算割をお示しさせていただいたというふうなことでございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 今、住民課の関係する事業について、西村議員のほうから、当初補助金が上げていたやつがなくなった、また継続費の関係の話が出ました。まず、1点目理解していただきたい点があるというのは、当初予算を組むに当たって、笠置町もこの12月をある一定各課からの締め切りしております。よって、国・府の動向というのがわからない。要は、当該年度の状況を見ながらそれぞれ予算を立ててきます。よって、国の地財計画というのがことしもまだ示されておられません、今それぞれの課で予算をつくっていただいております。ふたを開けたらこれが昨年まであったやつがないというのも多々ありますので、そこは御理解をしていただきたいというぐあいに思います。

それともう1点、継続費の設定でございます。これは繰越明許とかと違いまして、継続費というのはある総額と年割額を定めるだけであって特定の財源等については別に定める必要はありません。これだけの事業を行う、要は、今回で言えば子育ての分で1つは単費事業、1つは100%の府の事業ということで、それぞれ予算計上しております。来年の分については、それぞれ26年度で年割額を定めておりますので、その財源についてはまた住民課のほうで、今と一緒にありましたら策定については100%一般財源、システムの構築については100%府の補助金、そういう財源を充てますので、この財源を翌年度に繰り越すとかそういうわけではないんですのでよろしく申し上げます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 継続費についてもう1回お聞きしたいんですけれども、町単費の町独自の財源でしたら、そういう継続費に計上できると思うんですけれども、府からのそういう補助金とかそういうものを継続費としてこの予算書に計上できるものか、その辺を私は疑問に思うんですよ。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 先ほど言っているとおり、今の質問でございますけれども、財源が府の補助金であれ、国の補助金であれ、町の一般財源であれ、それはここに明確に何も

示していませんよね、継続費の中で。よって、来年この事業をこれだけの金額でしますよというだけのものなんです。だから、府の補助金がかしはあるけれども来年ないのにこれできんのかと言われていたのと一緒なんやけれども、もしなかったら一般財源で補うということです。だから、特定財源を翌年度へ繰り越ししませんので、あくまで財源は翌年度の財源でします。だから繰越明許と違うというのは、繰越明許というのはある一定財源も含めて繰り越しをする。継続費というのは、財源は翌年度の当該年度の財源である。だから、補助金どうのこうのというのは一切関係ございません。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子さん。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

先ほどの水道のメーターの件に対して、町長は職員でなるべくやっていくっておっしゃいましたけれども、今度の日曜日の日に私とこの水道のメーター測りに来てくれましたけれども、やっぱり毎年年間700万円も800万円も時間外手当を払っていますわね。だから、メーターをはかる人は、大倉君おっしゃったとおりにちょっと安いというたら何やけども職員より安いと思いますので、そういうことも考えられたらどうかと思いますのでよろしくをお願いします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） お答えします。

今後、検討させていただきたいと思います。

議長（西岡良祐君） ほかないですか。4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

ナラ枯れ対策、どのような事業をされるのか。また、防災備蓄、どのような物をどこにされるのか。それにあわせて防災マップの現状をあわせてお聞きします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼します。ナラ枯れ対策でございますけれども、以前の議会的时候もいろいろと御質問もございましたけれども、先ほどもちょっと申し上げましたけれども金額的には20万6,000円ですか、少ない金額でございますが、国の補助を受けまして国から京都府、京都府から町にということなんです。

やるのは、ナラ枯れの原因でありますカキノナガキクイムシという虫が木の中に入っておりますので、その木の数は現在全部つかんでおりませんが、そのほんの一部になるかと思っておりますけれども抜倒駆除、木を切りましてそれをシートで覆って駆除をする。それと、後は

まだ生きているというか、木に入っていないと思われる周辺の木をコーティングといいまして、外に膜というんですかビニールのようなもの、また外に塗布剤を塗るようなことを現在考えております。全く今までやっておりませんので、この対策につきましては京都府の振興局の森林整備のほうの担当のほうがちらに来て木の選択からやり方、全て指導するからやっちはという話がありましたので、それに取りかかりたいと思ひまして計上させていただきます。以上です。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） すみません。先ほど西村議員から質問いただきました防災備蓄品でございます。先ほど申し上げましたとおり、パンが26年5月で賞味期限が切れるということでパンを購入したいと考えております。

それと、防災マップにつきましては10月ぐらいに発注かけておりますので、ちょっと年明けにはなろうかなと思ひます。また、でき上がり次第、各家庭に配布させていただきたいとそうように思っております。

議長（西岡良祐君） はい、ないですか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。

議案第42号、平成25年度笠置町一般会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第42号、平成25年度笠置町一般会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩します。

休 憩 午後0時00分

再 開 午後1時00分

議長（西岡良祐君） 休憩前に引き続き再開いたします。

議長（西岡良祐君） 日程第9、議案第43号、平成25年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第43号、平成25年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は歳入歳出それぞれ112万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,511万1,000円とするものでございます。

補正内容は、歳入では繰入金及び繰越金、歳出では一般管理費における職員手当の計上及び簡易水道施設費における修繕料の計上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼いたします。議案第43号、平成25年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件について御説明申し上げます。

議案書6ページをお願いいたします。

歳入のほうから、歳入といたしまして繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金といたしまして99万9,000円を計上いたしております。これは財政調整基金の取り崩しで繰り入れるものでございます。

次に、繰越金、繰越金といたしまして12万9,000円を計上させていただいております。これは前年度決算による繰越金でございます。

次のページ、7ページをお願いいたします。

歳出、総務費、総務管理費、一般管理費で52万4,000円を計上させていただいております。これは職員手当でございます。時間外勤務手当の不足分を計上させていただいております。

続きまして、衛生費、上水道費、簡易水道施設費といたしまして、60万4,000円を計上させていただいております。これは需用費、修繕料でございます。有市簡易水道の原水濁度計というのがございますが、それとそれに関連する機器の修繕と取りかえ費でございます。経年劣化によるもので、今回修繕を計画しております。議案のほうは以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

7ページの衛生費、修繕料60万4,000円、これはどこの修理されたんですか、どこの浄水場。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 修繕料でございますけれども、先ほどちょっと申しましたけれども、これは有市の簡易水道の原水濁度計といいまして、入ってくる水の汚れ、濁度に応じていろんな機器を、薬の注入量とかを調整するような、そういう連動した機器になっております。それが経年劣化によりまして、動作不良に近い状態を時々起こすようになってきましたので、それを修理するものでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） はい、杉岡でございます。

有市の峠のお地藏さんの前ですね、これ。下と関連しているやつやね。この水道の施設は、耐用年数とかコンクリートの劣化とか、そういうことはないんですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 耐用年数という点では、個々に例えばコンクリート構造物でしたら50年とか言われていますけれども、機器につきましてはそれぞれあるかと思えますけれども、そういう資料を持ち合わせておりません。申しわけございませんが、そこまでしか私、今お答えできません。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） はい、杉岡でございます。

機器は修理して新しいものつけりゃいいねんけれども、施設そのもの、ドームですね。それはあそこで何年ぐらいたっていますか。上は新しい、下のほうが古いと思うんです。それ、何年ぐらいですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 正確なところは少し違うかもしれませんが、一番最初にできたのが昭和46年、それから何回か修理というか改良しておりまして、平成2年か4年ぐらいいままでにやっているのが最後かなと記憶しております。機器につきましては、入れかえと今おっしゃいましたけれども、そういうことで、改良のときに入れかえたもの、また入れかえてないものもあると思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 将来は、一番古いやつやからどっかにまた移転さすというようなことも考えていかないといけないと違いますか。それと、先ほど言ったけれども、器具は新しいのを入れかえるけれども、建物自体は耐用年数も来るやろうと思いますので、そのところひとつわかってきていると思うんですけども、ひとつそのところを考慮していただきたいと思います。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですけれども、笠置に4カ所浄水場がありまして、順番に改良して行って、また新しくできたところもございますが、今、有市簡水というのが一番、以前に数年前に管の入れかえはやりましたので新しくはなっておりますけれども、おっしゃる施設については今町内にある分では一番古いものになっております。今後、改良の計画検討していかなければならないと思いますが、今おっしゃったように場所を変えるとか、また同じ場所ですとかいうことも含めまして今後検討していきたいとは思います。以上です。

議長（西岡良祐君） ほか、ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。

議案第43号、平成25年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第43号、平成25年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西岡良祐君） 日程第10、議案第44号、平成25年度笠置町介護保険特別会計補正

予算（第2号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第44号、平成25年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は歳入歳出それぞれ1,620万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,554万8,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、歳入では、保険給付費の増に伴います国・府支出金等1,425万円の増額、歳出では、特に訪問介護の利用増に伴います居宅介護サービス給付費で1,674万4,000円の増額、並びに27年度から次期介護保険事業計画策定に係ります事前調査委託事業費195万7,000円を増額計上するものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。議案第44号、平成25年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件について御説明申し上げます。

予算書の6ページ、歳入のほうから御説明申し上げます。

大きくは、今、町長の提案理由にもございましたように居宅介護サービスで1,700万円弱の増額をするわけでございます。その保険給付費に係りまして、6ページ全体では、公費負担分がそれぞれ負担率にかけて計上させていただいておりまして、約8割分を計上しております。

まず、国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金で308万8,000円、それから国庫支出金、国庫補助金、調整交付金で85万4,000円、支払基金交付金で413万2,000円、府支出金、府負担金、介護給付費負担金で154万2,000円、繰入金、一般会計繰入金で計373万9,000円でございます。

その次のページ、7ページにまいりまして、繰越金が計上しているわけでございますが、これが本来、保険料で賄うべき約2割分の財源を繰越金で充当しているところでございまして、285万2,000円を計上しているところでございます。

8ページに、歳出にまいります。

まず、総務費、総務管理費、一般管理費で195万7,000円、これにつきましては、来年度から町の基幹システムが変わりまして専用の打ち出し帳票の印刷が新たに発生いたしましたので需用費として6万7,000円、それから27年度からの介護保険事業計画を策

定するための事前調査委託189万円という計上をさせていただきます。

それから、次の保険給付費、介護サービス等諸費でございますが、まず居宅介護サービス給付費で当初見込みよりもかなり実績等が上回っておりまして1,674万4,000円の増額補正でございます。

一方、次の施設介護サービス給付費につきましては、利用者の減等によりまして629万5,000円の減額にしております。

住宅改修費で32万6,000円、利用増に伴うものでございます。

その次に、居宅介護サービス計画給付費、これはサービス給付費の増に伴いましてこれもふえてまいります。113万8,000円でございます。

最後、9ページでございます。

保険給付費、介護予防サービス等諸費、介護予防住宅改修費、予防事業の中の住宅改修費でございますが、これも利用者増に伴いまして24万8,000円を計上させていただいております。

最後、保険給付費の特定入所者介護サービス等費、これは給付費の増に伴いまして自然的に低所得者層もふえてまいりますことから、208万9,000円の増と計上させていただいているところでございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありますか。4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

8ページのヘルパーデイサービスにかかわる居宅介護サービス給付費が1,674万4,000円と大きく増額補正をされております。当初の予想をかなり上回っておる要因はどのようにお考えなのか。また、居宅介護サービス計画給付費113万8,000円ではありますが、この計画は町のケアマネジャーが作成するものであります。それなのに給付費が発生する仕組みをお聞きします。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。ただいまの御質問でございます。まず、居宅介護サービス給付費の増加した要因でございますが、まず昨年度の当初の見込みというのは、24年度の上半期の実績をもとに25年度の当初の資料とさせていただいております。今回、25年度の上半期の実績を見込んで本年度の最終の見込みを予測しまして、その差額分を補正させていただいているわけでございます。

内容を分析いたしましたところ、先ほどヘルパーというふうに言われましたとおり、主に

ふえているのが訪問介護、あと訪問看護のほうもふえております。それから、通所介護、いわゆるデイサービスでございますが、それぞれふえておるところでございます。その1つを取り上げますと、訪問介護、ヘルパーなどでございますが、先ほど24年度の上半期を参照には言いましたところは月額約100万円ほどの予想を立てておったところですが、いざふたを開けてみますと現状では150万円ほどの支出見込みがあります。その差額等によってこの補正額の1つの要因となっているところでございます。

それと、居宅介護サービス計画給付費というのは、毎月の個々の個人のサービス内容を決めて国保連合会に給付費として請求する事務の分でございます。これを一旦国保連に納めて、再度基本的には9割分返ってきます。国保連合会、雑入のほうでみておりますが、国保連合会から請求がある分でございます。10割分を負担して9割分が返ってくると。非常にシステマ的にはちょっと理解しにくいところなんです、簡単に言えばそういう形になってきます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） ほかにありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。

議案第44号、平成25年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第44号、平成25年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西岡良祐君） 日程第11、発議第3号、特定秘密保護法の廃止を求める意見書の件を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。向出健君。

2番（向出 健君） 2番議員、向出です。

特定秘密保護法の廃止を求める意見書について説明を申し上げます。

まず、意見書を読み上げ、その後、内容の説明をいたします。

意見書を読み上げます。

特定秘密保護法の廃止を求める意見書（案）。

去る12月6日、特定秘密保護法が成立した。この法の成立は、強引な議会運営の上でなされており、議会制民主主義を軽視するものである。また、この法は国民の知る権利という点から重大な問題を含んでいる。

この法の内容には、①秘密の期間が長く、実質的には永久に秘密にもでき、後の検証ができない、②秘密の範囲が非常に広範で何が秘密かわからない、③一般庶民や国会議員までもが処罰の対象になるなど多くの懸念がある。また、秘密を漏らすなどの法違反には、厳罰をもって処する内容となっている。

こうしたことから、報道や国民の情報取得、また、公務員などの不正に対する内部通報、出版などにおける自由な言論に対して萎縮や制限を与えることになり、国民の知る権利や利益を侵害する事態が起り得る。

よって、笠置町議会は、強引な議会運営・強行採決に抗議し、特定秘密保護法を廃止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月12日。

衆議院議長 伊吹文明殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿。

京都府笠置町議会議長 西岡良祐。

となっています。

意見書の内容について説明をいたします。

意見書は大きく2つの内容があります。

1つは、国で成立した特定秘密保護法のその成立と過程が強引な議会運営、強行採決であり、それに抗議をするということです。もう1つは、この法の内容が、国民の知る権利を侵害するため、法の撤廃を求めるということです。

まず、1つ目の点について説明をいたします。

12月6日に特定秘密保護法が成立しましたが、その成立の過程は強引な議会運営、強行採決と言うべきものでした。11月25日に衆院国家安全保障特別委員会が福島市で行った公聴会では、与党推薦を含め公述人の7人全員が反対、慎重審議を求めたにもかかわらず、

その翌日には質疑を打ち切って衆院特別委員会で採決をしてしまいました。

1月28日は、与党の合意のないまま参院国家安全保障特別委員会で委員長の職権で法案の審議入りがされました。

12月5日の参院国家安全保障特別委員会では、午後4時過ぎ、質疑の途中で自民党議員から緊急動議が出され、野党の猛攻撃と怒号で騒然となり、怒号の声で委員長の声も喧騒に消され何も聞こえない中、自民党、公明党が一方的に採決して、その後あっという間に退席しました。

以上のように、公聴会を開いても公述人の意見は顧みられず質疑を途中で打ち切ったり、一方的に委員会を開いて公聴会の開催などを決めてしまったりなど、強引な議会運営・強行採決で12月6日の深夜に特定秘密保護法は成立しました。

議会を通じて民主的に議論を尽くし、審議をするというのが国民の信託を受けた国会議員の責務です。このような乱暴な運営は、国会の軽視、国民の声の軽視です。議員として、このような運営には断固として反対し抗議するというのが1点目の意味です。

次に、2つ目の点について説明いたします。

2点目は、法の内容についてです。特定秘密保護法の概要は、特定秘密に指定したある事柄や文章などに対して、それを知る者が漏らした場合やその情報を知ろうとした者などに対して処罰をするというものです。

ここでは、法の内容の問題を3つ挙げています。

1つは、秘密に指定された事柄や文章などが、場合によっては実質的に永久に秘密にされてしまうという問題です。法では秘密にされる期間は5年以内となっていますが、何回も延長することができる仕組みになっています。最大は60年となっていますが、人の寿命を考えれば実質的には永久に秘密となってしまいます。国会に対しても、政府の判断で情報を提供しない場合があるとも定めています。最大60年も秘密に指定できるのは、その秘密指定が適切だったかどうか、その時代の国民が判断できなくなるという点で極端な秘密主義であるという指摘です。

2つは、秘密の範囲が極端に広くなり、何が秘密かさえわからないという問題です。法では、特定秘密を指定できるのは行政機関の長となっています。そのため、その秘密の指定を国会に諮ることなく決めることができ、解釈で幾らでも特定秘密の範囲を広げられてしまう仕組みになっています。そして、何が秘密かということ自体が秘密であるために、取材活動をする者や情報を得ようとする国民が、そのつもりがなくても法に抵触する可能性があります。

す。

3つは、公務員だけでなく一般国民や国民の代表者である国会議員さえもが処罰の対象になるという問題です。一般国民でも特定秘密を取得した場合、10年以下の懲役に罰せられ得る内容になっています。また、特定秘密を知る人に情報を求めることも罰せられ、実際に情報を得る前の段階でも5年以下の懲役に罰せられ得る内容となっています。さらに、国会議員でも知り得た特定秘密を漏らした場合、5年以下の懲役という規定がされています。

また、多くの国民も審議が十分でないことや不安を感じています。JNNが7日、8日に実施した世論調査では、特定秘密保護法の国会審議が十分でなかったという方が85%で、十分だの8%を大きく上回っています。また、NHKが6から8日に行った世論調査でも、知る権利、侵害に不安を感じると答えた方が73%で、感じないと答えた方の20%を大きく上回っています。朝日が7日に実施した全国緊急世論調査では、秘密保護法に反対が51%で、賛成の24%を上回っています。

議員各位におかれては、秘密自体の必要性の賛否を超えて特定秘密保護法が極端な秘密主義であり、公務員だけでなく国民や国会議員にも厳罰で自由な言論や情報を知る権利などが著しく侵害されることに御留意をいただき、意見書に賛成していただきますようお願いを申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

国会の審議の仕方の問題はあろうかと思われませんが、この特定秘密保護法案というのは、国益と国防に対する必ず必要な法案であると思います。そしてまた、友好国や国と企業の持つ秘密とか、そういう間に信頼関係を構築するためにもこの法案は必要であると思いますので、私は反対意見を申し上げます。

議長（西岡良祐君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ないですか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。

発議第3号、特定秘密保護法の廃止を求める意見書の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西岡良祐君) 挙手少数です。したがって、発議第3号、特定秘密保護法の廃止を求める意見書の件は否決されました。

議長(西岡良祐君) 日程第12、発議第4号、消費税の2014年4月からの増税の中止を求める意見書の件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。向出健君。

2番(向出 健君) 2番議員、向出です。

発議第4号、消費税の2014年4月からの増税の中止を求める意見書(案)について説明をいたします。

まず、意見書を読み上げ、その後、提案理由の説明をいたします。

意見書を読み上げます。

消費税の2014年4月からの増税の中止を求める意見書(案)

政府は、2014年4月から消費税率の5%から8%への引き上げを実施しようとしている。

この間、働く人の所得は減り続けており、また不景気で倒産する企業も多く、このような状況で消費税増税をすることは国民生活を圧迫し、企業の経営、特に中小零細企業や個人企業の経営に深刻な打撃を与えることになる。

そのことは、景気を冷え込ませ国の財政も圧迫することになる。

よって、笠置町議会は、2014年4月からの消費税の増税は中止するように強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月12日。

衆議院議長 伊吹文明殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿。

京都府笠置町議会議長、西岡良祐。

以上が意見書の内容です。

それでは、意見書について説明をいたします。

1つ目に、働く人の所得が減っている状況があるという点について説明をいたします。

労働者の平均年収は、1990年から97年にかけては上がり続けていましたが、97年からは下がり続けています。この97年が消費税を3%から5%にしたときです。厚生労働省の毎月勤労統計調査によると、労働者の平均年収は90年に395万円で、その後上がり続け、97年には460万円に達しました。ところが、この年から下がり続け2012年には377万円と70万円弱も下がりました。月にすれば6万円近くも下がったこととなります。意見書は、こうした状況下での消費税増税を問題にしています。

2つ目は、中小零細企業などの経営にも深刻な打撃になるという点です。

事業所の数は、京都では2009年度と2012年度を比較すると1万1,029件、8.1%減少しています。全国は6.9%の減少ですから、京都は特に事業所の減少が大きくなっています。

また、全国中小企業団体中央会が2012年12月に行った調査で、都道府県47中央会の会員組合など209団体からの回答によれば、消費税の価格転嫁などが十分にできると思うかとの問いに、消費税8%の場合、できないとの回答が48.7%で、できるの32.1%を上回っています。

また、2011年8月から9月に全国商工会連合会など中小企業団体4団体が行った調査があります。回答数は9,388事業者で、消費税の価格への転嫁の実態について調査したものです。この調査によれば、現在、ほとんど転嫁できないと、一部した転嫁できないとあわせて年売り上げ500万円以下で70.9%、1,000万円以下で64.9%、3,000万円以下で48.9%、5,000万円以下で49.8%、1億円以下で41.4%と価格転嫁が現在でも難しい業者が多い実態が示されています。

さらに、国税の滞納に消費税が占める割合は国税庁の統計年報などによると、消費税を3%から5%に引き上げる前の96年度は28.1%だったのが、97年度には33.9%、98年度は44.2%とふえ、09年度は50%、10年度は49.7%と半分を占めるほどになっています。消費税を価格に転嫁できない業者が多いこととあわせると、特に中小零細企業などにとって消費税の増税は大変な打撃となります。意見書はこのことを指摘しています。

3つ目は、消費税増税で国の財政はふえるどころか逆に減るのではないかという点です。97年に消費税を引き上げる前の96年度と其後の99年度を比べると、国の税収は全体として減っています。財務省、総務省の資料によると、96年度90.4兆円だった国の税収が99年度には84.2兆円と約6兆円も減っています。消費税としては5.4兆円ふえ

ていますが、その他の税収が11.4兆円も減っています。これは不景気で所得や企業の売り上げが落ちたことによる減収と考えられます。

意見書は、以上3つを問題として消費税の2014年4月からの増税の中止を求めるものです。

2014年4月からのという規定の意味は、消費税の増税自体の賛否や財政再建の方法に対して立場の違いがあっても、少なくとも今の状況下で2014年4月からの実施は見送るように求めるという意味です。住民の暮らしを守るということを熟慮いただいて、この意見書に賛成していただけますようお願いを申し上げまして、意見書の提案理由の説明を終わります。

議長（西岡良祐君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。

発議第4号、消費税の2014年4月からの増税の中止を求める意見書の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君）　挙手少数です。したがって、発議第4号、消費税の2014年4月からの増税の中止を求める意見書の件は否決されました。

議長（西岡良祐君）　これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は12月19日午前9時30分から開会いたします。通知は省略いたします。

本日は御苦労さまでした。

散　　会　　午後1時40分